# 【55】 災害対策(林野庁 直轄 崖崩れ 分類③)

[00]	<u>火</u>	<u> </u>	大学 (林野厅) 直轄 医崩溃	1 分類(3)	) <b>)</b>			
事	業	名	国有林野内治山事業	<sup>タキャマ</sup> 〔 <b>滝山地</b>	区)			
事	業 主	体	林野庁					
施	行	地	香川県仲多度郡まん		山国有			
事	業	費	120(百万円)	国	費	120(百万円)		
内		容	平成28年7月13日に国有材の落石防護施設が破損した対象外である。 このため、推進費を活用し止める。	が、災害復	旧事業に に法面対領	おける災害の採択範囲の		
位置図施	行箇所	高知	拡大図 施行箇所	板出市 (438) (德島県	国道438号線	(徳島市		
	LONG.	*	四国森林管理局			対策工断面図 /		
施工面和	施工面積 固定工(密着ネット伏工) 対策工位置図							
- 100 m	道438号	線	第五防護橋工 写真 ① ② Tan 至: 徳島市	(当年度 当年度加	施行箇所 度施行) 施行箇所 川県)	】		
至: 坂出下	落 ]]])	至: 坂出			(脆弱な露岩)】	完成写真		
国道438· 至 : 徳島	Z		美合集		国道438号線			

【56】 災害対策(林野庁 直轄 崖崩れ 分類③)

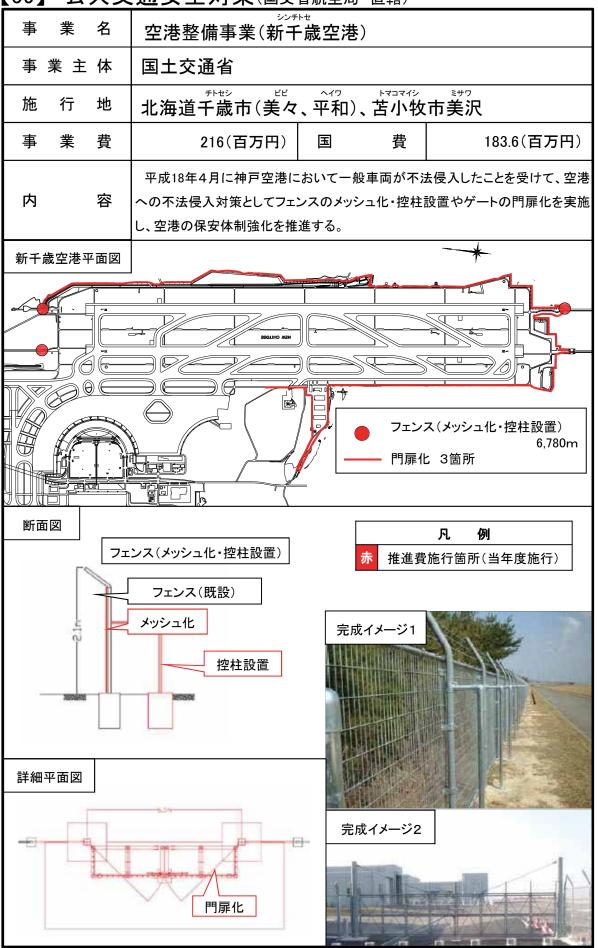
<u>[56] 災害对</u>	「末(林野庁 直轄 崖崩れ 分類③)						
事業名	国有林野内治山事業(幌武意地区)						
事業主体	林野庁						
施行地	北海道積丹郡積丹町幌武意町積丹国有林3482ト林小班						
事業費	88(百万円) 国 費 88(百万円)						
内 容	平成30年4月19日に国有林(幌武意地区)で崖崩れが発生し、2日間の周辺区域の立入禁止を行い、当該治山施設の落石防護施設が破損したが、内容 災害復旧事業における災害の採択範囲の対象外である。 このため、推進費を活用して緊急的に落石防止網工等の落石対策を行うことで再度災害防止を図り、地域住民等の安全・安心を確保する。						
【広域図】	日本海						
道道913号線	赤 推進費施行箇所(当年度施行) ————————————————————————————————————						
【位置図】	<b>「縦断図」</b>						
PROM	施行箇所 落石防止網工 A 法切工 B						
施行箇所	至 北海道小樽市 落石防止網エ→ 法切エ→						
【平面図】							
N町道	D A' B'						
法切工 施行範囲 B A	写真①    Example   Family   Fam						
写真②	幌武意漁港 民有地への落石 落石防止網 破損部 落石防止網内 の堆積 民有地への落石						

【57】 災害対策(国交省水管理・国土保全局 補助 その他(うねり) 分類①) シズナイ カイガン 事 業 名 海岸保全施設整備事業(静内海岸春立地区) 事業主体 北海道 ヒダカグン シン チョウ アザシズナイ ハルタチ 施 行 地 北海道日高郡新ひだか町字静内春立地区 事 業 費 玉 費 110(百万円) 60.5(百万円) 平成27年8月台風第16号のうねりにより、海岸堤防が倒壊する被害が発 生した。その後、平成28年1月の冬期風浪により、隣接する区間でも海岸堤 防が倒壊する危険性が高まった。 内 容 このため、災害復旧事業による原形復旧にあわせて推進費を活用し、緊急 的に消波工による補強を行うことで再度災害防止を図り、地域住民の安全・ 安心を確保する。 位置図 凡 例 静内海岸 赤 推進費施行箇所(当年度施行) 4 春立地区 災害復旧箇所(当年度施行) 災害復旧箇所(施行完了箇所) 災害復旧箇所 施行箇所 (次年度以降予定箇所) 施行完了 平面図 期風浪による越波 消波工 護岸 L=120.0m 消波工 L=120.0m 断面図(A) 護岸 L=80.0m 至 苫小牧 レ浸水区域 A=0.02ha 700年 消波ブロック5t型  $\widehat{\mathbf{a}}$ 日高胆振沿岸 静内海岸春立地区 消波工 L=105.4m 断面図(B) 断面図(C) 消波工 消波ブロック5t型

## 【58】 災害対策(国交省水管理・国土保全局 補助 その他(落雷) 分類①)

[58] 災害对	<b>一</b> (国交省水管理·国土倪	保全局 補助 その	O他(落雷) 分類①)			
事 業 名	堰堤改良事業(由良川	/ケィ  水系由良川大	<sub>*グ</sub> :野ダム)			
事業主体	京都府					
施行地	ナンダンシ ミヤマチョウ 京都府南丹市美山町7					
事業費	46 (百万円)	国 費	18.4(百万円)			
内容	平成20年8月11日の落雷によこのため、災害復旧事業によりに避雷針を増設及び、通信ブルへ交換することにより、落災害防止を図り、地域住民等	はる原形復旧にあわ 言ケーブルをメタルク な雷に対する防災機	せて推進費を活用し、緊急 ・一ブルから光通信用ケー 能を強化・向上させて再度			
建物への直	避雷突針 増設 光通信ケーブル L=250m	位置区	大野ダム 内 例 施行箇所(当年度施行)			
平面図    本の						
災害復旧で対応する機材 (	タム語をも用収益 フレメータを収納率申金	いた中継所の ②山頂中継所と たダム管理事 ③ダム管理事務	の被災状況  とメタル同軸ケーブルで繋がって 無線設備が損傷した。 メタル通信ケーブルで繋がってい 務所の制御機器が損傷した。 所と光ケーブルで接続されたゲー 電所施設は損傷を受けなかった。			

【59】 公共交通安全対策(国交省航空局 直轄)



## 【60】公共交通安全対策(海上保安庁 直轄)



# 【61】公共交通安全対策(国交省道路局 補助)

[0] 公共义	( <b>迪女王</b> ) 東(国父	有理路局 開助)				
事業名	交通安全施設等整備事業 市道0017号線					
事 業 主 体	鹿沼市					
施行地	カスマシ モロ					
事業費	275(百万円)	国 費	137.5(百万円)			
内容	平成20年8月16日に鹿沼市周辺を襲った集中豪雨(85mm/1h)により、市道 0017号線東北自動車道アンダーパス部が冠水し、進入した軽自動車が水没して 運転手が死亡するという死傷者を伴う重大な事故が発生した。 このため、推進費を活用して緊急的に道路情報提供装置、電光掲示板、道路 照明を整備することにより、ドライバーへ的確・確実な情報提供を行い、事故の 再発防止を図る。					
位置図 栃木 施行箇	1	冠水状況	*水深 H=1.95m			
平面図	市道0017号號 道路情報提供装置の設置(4	投票例	凡 例 推進費施行箇所 (当年度施行)			
	1.63 1.63 50 0m 50 0m	30 Sm 2 Om 50, Om				

# 【62】 公共交通安全対策(国交省道路局 補助)

[02] 公共父	进女王为束(国交省道路局補助)						
事 業 名	シドウ アシダ ガワ ウガン 2 ゴウかンセン ホカ 3 ロ セン 交通安全施設等整備事業(市道芦田川右岸2号幹線外3路線)						
事 業 主 体	福山市						
施行地	プグヤマ シ カ シマ チョウ 広島県福山市神島町ほか						
事業費	54(百万円) 国 費 27(百万円)						
内容	平成30年7月豪雨により、市道芦田川右岸2号幹線ほか3路線のアンダーパス部が冠水し、うち1箇所において進入した自動車が水没する重大な事故が発生した。 このため、推進費を活用して緊急的に道路情報提供装置等を整備することにより、道路利用者への迅速・的確な情報提供を行い、事故の再発防止を図る。						
【位置図】	N 敦皓伽·p答所						
広島県施行箇所	整備例:B箇所 水位感知器・緊急通報装置 <u>室 南蔵王町</u> 道路情報提供装置 (アンダーパス部) 道路情報提供装置						
・水位感知器・緊急通報装置 (1基/箇所 計4基※アン・ 道路情報提供装置 (2基/箇所 計8基)	ダーパス部)						
冠水状況 A箇所 本 本 本 本 本 本	B箇所  C箇所  D箇所  E 南蔵王町  E 新市町						

# 【63】公共交通安全対策(国交省道路局 補助)

[63] 公共交	通安全対策個	交省道路局 補助)					
事業名	交通安全施設等勢	整備事業(一般国	」 ]道424号修理川地区	<u>(</u> )			
事業主体	和歌山県						
施行地	和歌山県有田郡有	アリタガワチョウ スリガワ <b>百田川町修理川</b>					
事業費	80(百万円	)  国  費	40(百万円	3)			
内容	リーが橋梁から谷間に転落が発生した。現場は事故が 策が行われていたにも関わ	客し、運転手が死亡する 、多発していたことから、 oらず事故が再発した。 し緊急に道路情報提供	で、速度超過によりタンクロという死傷者を伴う重大な事路面凹凸舗装による構造的装置を整備することにより、ド	故対			
位置図 施行箇所	構造図 2400 E 海南市	5100 3940 0491	タンクローリー転落状況 転落場所				
平面図	日本 日本の名さと知	4.据岩坂	凡例	Fil			
→ 推進費施行箇所(当年度施行)  事故発生箇所  「通過」  「通過  「通過							
●:推進費要求â	前所	THE RESERVE	※ ↑ については車両進行方向	700			
事故現場状況写真	T /	設置後					

## 【64】 公共交通安全対策(海上保安庁 直轄)

事	業	名	航路標識整備事業(海上保安庁)			
事業	主	体	海上保安庁			
施 1	行	地	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号			
事	業	費	46(百万円)	围	費	46(百万円)
内		容	平成27年9月に竜巻により漁船が転覆し、乗組員5名が死亡するという死傷者を伴う重大な事故が発生した。同様な気象状況による更なる事故の再発を早急に防止する必要がある。 このため、推進費を活用し、早急に「雷注意報」「竜巻注意情報」、灯台で観測した局地的な気象現況を、メールで自動的に入手することができるよう、沿岸域情報提供システム(MICS)の改修をすることで、海上交通の安全を確保する。			

## 沿岸域情報提供システム提供情報の拡充イメージ



9 その他参考資料

### 制度創設の経緯

#### 【主な沿革】

H17.4.1 災害対策緊急事業推進費として制度創設。

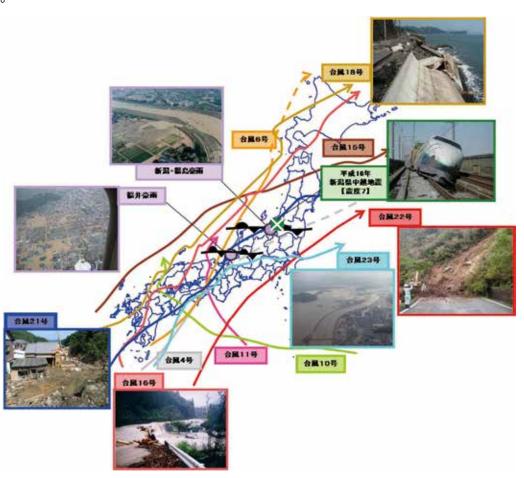
H18.4.3 災害対策緊急事業推進費を拡充し、「公共交通安全対策」を追加。

名称を「災害対策等緊急事業推進費」に改称。

#### 【平成17年度 創設の背景】

平成 16 年度は、新潟·福島豪雨、福井豪雨、台風 23 号など 10 個の台風上陸やそれらに伴う 豪雨、また新潟県中越地震等の自然災害が多数発生し、全国的に甚大な被害を受けました。

これらの災害を契機に、公共土木施設が災害を受けた後、被災地域における再度災害防止対策を機動的に実施するための経費として、平成 17 年度に「災害対策緊急事業推進費」を創設しました。



平成 16 年度災害の発生状況

#### 【平成 18 年度 拡充の背景】

平成 17 年 3 月に発生した東武鉄道伊勢崎線の竹ノ塚踏切事故をはじめ、国内外において頻発する公共交通等の事故を背景に、公共交通の安全の確保を目的とした事故発生後の緊急対策が必要となりました。そのため、平成 18 年度予算において災害対策緊急事業推進費を拡充し、公共交通を支える社会基盤(道路、航路等)においても、年度途中に予期せぬ事故が発生した後、公共交通の安全対策に資する公共事業を機動的に実施できるよう、「公共交通安全対策」を創設しました。

あわせて災害対策緊急事業推進費は、名称を「災害対策等緊急事業推進費」と改称しました。

## ○ 関係する用語の説明

### 1. 「目未定経費」について

災害対策等緊急事業推進費は、当初予算編成段階では、あらかじめ予算の目を定めない「目未定経費」として計上されています。「目未定経費」は、実際の執行の段階で目を区分するとともに、必要があれば他の省庁の組織に移替を行って使用される経費です。

予見し難い予算の不足に充てるためのものである点においては予備費と同様ですが、支出の目的及び支出すべきことは決定しており、具体的な経費区分が行政府に委ねられているという点においては予備費とは異なります。

目未定経費を執行するためには、他の公共事業費と同様に実施計画に関する書類を作成するとともに、目の区分についても財務省と協議して承認を得る必要があります。

#### <参考>

○財政法 (昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号) (抄)

(予算の配賦)

- 第三十一条 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為を配賦する。
- ② 前項の規定により<u>歳入歳出予算</u>及び継続費<u>を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない</u>。
- ③ (略)

#### 附則

- 第一条の二 内閣は、当分の間、第三十一条第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合において、当該配賦の際、<u>目に区分し難い項があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、</u> 当該項に限り、目の区分をしないで配賦することができる。
- ② 前項の規定により目の区分をしないで配賦した場合においては、各省各庁の長は、<u>当該項に係る歳出予算の執行の時までに、財務大臣の承認を経て、目の区分をしなければならない</u>。 ③ (略)

(支出負担行為の実施計画)

- 第三十四条の二 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された<u>歳出予算</u>、継続費及び国庫債務負担行為<u>のうち、公共事業費その他財務大臣の指定する経費に係るものについては</u>、政令の定めるところにより、<u>当該歳出予算</u>、継続費又は国庫債務負担行為<u>に基いてなす支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。)の実施計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。</u>
- ② (略)
- ○予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)(抄)

(支出負担行為の実施計画)

- 第十八条の二 各省各庁の長は、その執行の責に任ずべきものとして内閣から配賦された<u>歳出</u> 予算、継続費又は国庫債務負担行為<u>のうち財政法第三十四条の二第一項に規定する経費に係るものに基いて支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為</u>(継続費に基く支出負担行為については当該年度においてなすものに限る。)<u>について、会計の区分に従い、同</u>項に規定する支出負担行為の実施計画を定めなければならない。
- ② 前項の支出負担行為の実施計画は、当該支出負担行為の所要額について、歳出予算又は継続費に基く支出負担行為の実施計画に関するものは、歳出予算又は継続費に定める部局等並びに項及び目の区分を、国庫債務負担行為に基く支出負担行為の実施計画に関するものは、国庫債務負担行為に定める部局等及び事項の区分を明らかにしなければならない。
- (注) 災害対策等緊急事業推進費は、全て財務大臣に協議して目の細分を行う経費、支出負担 行為の実施計画につき財務大臣の承認を得なければならない経費として定められています。

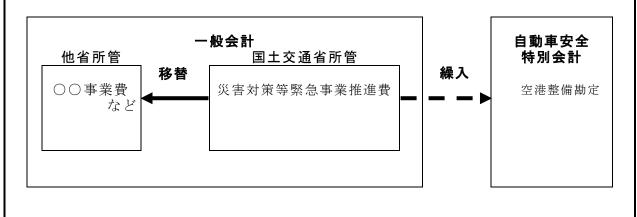
### 2. 「移替」と「繰入」について

「**移替**」とは、予算成立後、予算の目的を変更せずに(移替後も予算の(項)名は変更ありません。)、各省各庁の所管又は組織区分の間において、予算の所管又は組織を移動させることをいいます。

災害対策等緊急事業推進費は、一般会計予算予算総則によって予算の「**移替**」を 行うことが出来る経費に定められているため、国土交通省以外の省が所管する事業 での執行にあたっては、災害対策等緊急事業推進費を執行府省に「**移替**」を行って 事業が実施されます。

「**繰入**」とは、ある会計から他の会計に現金の所属を移動させる場合に、その移動を表す言葉として会計関係法令等で用いられています。

災害対策等緊急事業推進費の対象事業が特別会計予算によって執行されている場合(空港整備、航空路整備)には、災害対策等緊急事業推進費が一般会計予算に計上されているため、閣議決定を経て特別会計予算に「**繰入**」を行って、事業が実施されます。



#### 3. 「弾力閣議」について

目未定経費である災害対策等緊急事業推進費の対象事業が特別会計予算によって執行される場合には、特別会計に関する法律及び特別会計予算総則の弾力条項に係る規定により、推進費を一般会計から繰入れ、特別会計の経費の増額を行うことができます。

なお、特別会計の経費の増額を行う際には、予備費を使用する場合と同様に閣議の決定が必要であり、これを通称「弾力閣議」と呼びます。

#### <参考>

- ○特別会計に関する法律(平成 19 年 3 月 31 日法律第 23 号) (抄)
- (弾力条項)
- 第七条 各特別会計において、<u>当該特別会計の目的に照らして予算で定める事由により経費を増額する必要がある場合であって、予算で定める事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費</u>を増額することができる。
- 2 前項の規定による経費の増額については、財政法第三十五条第二項から第四項まで及び第三十六条の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条・・(中略)・・と読み替えるものとする。
- ○平成 30 年度特別会計予算 予算総則 (抄)

(歳入歳出予算の弾力条項等)

第19条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第7条第1項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

	特別会計	経費増額事由	収入増加事由
11	自動車安全	空港整備勘定における事業のため	一般会計からの受入金(当該受入金
		直接必要な経費(その他の収入を充	に関連して増加する収入を含む。)
		てる場合には、災害復旧に必要な経	又は借入金を除くその他の収入の増
		費に限る。)の不足	加

#### 2 (略)

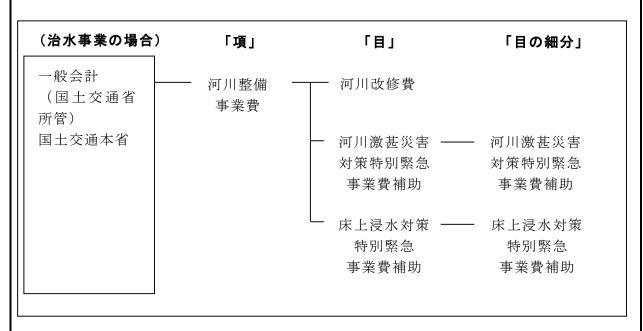
#### ○財政法(昭和22年3月31日法律第34号) (抄)

第三十五条 (略)

- 2 <u>『所管大臣は、特別会計に関する法律第七条第一項の規定による経費の増額』を必要と認</u> めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを財務大臣に送 付しなければならない。
- 3 財務大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて『経費増額書』を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て財務大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、財務大臣が『経費増額書』を決定することができる。
- 4 『経費増額書』が決定したときは、『当該増額書』に掲げる経費については、第三十一条 第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。
- 5 (略)
- ※『 』内は特別会計に関する法律第七条第二項の規定により読み替えた

## 4. 「予算の目」について

歳出に係る予算は、「項」、「目」、「目の細分」の順に区分されており、「目」 はその一つの単位です。(下図参照)



### (1)目の区分申請(各省各庁の長→財務大臣)

1

#### 承 認 (財務大臣→各省各庁の長)

- ①目の区分をしないで予算を配賦した場合においては、各省各庁の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時までに、財務大臣の承認を経て目の区分をしなければならないことになっています。
- ②本経費についても、目が区分されていないので、目の区分をしなければなりません。

#### (2) 目の細分協議(各省各庁の長⇔財務大臣)



#### 目の細分

- ①各省各庁の長は、財務大臣の指定する公共事業等の使用に当たっては、財務大臣に 協議して目を細分することになっています。
- ②本経費についても財務大臣が指定しているので目を細分する必要があります。 目を区分するとともに目を細分します。

### (参考) 「公共事業費」・「公共事業関係費」について

「公共事業費」とは、昭和 41 年から建設国債が発行されるのに伴い、その発行の範囲を制限するための財政法第4条第3項の規定に基づき、毎年度の一般会計予算の予算総則において指定されることになっています。

また、「公共事業関係費」とは、社会保障関係費等とともに、毎年度の一般会計予算の主要経費別分類として示される便宜的な分類の中に出てきます。主に国民生活の基盤となるような社会資本整備のために投資される経費を集計したものです。なお、公共事業関係費から災害復旧事業費、災害関連事業費を除いたものを「一般公共事業関係費」と呼んでいます。

#### - 公共事業費 -

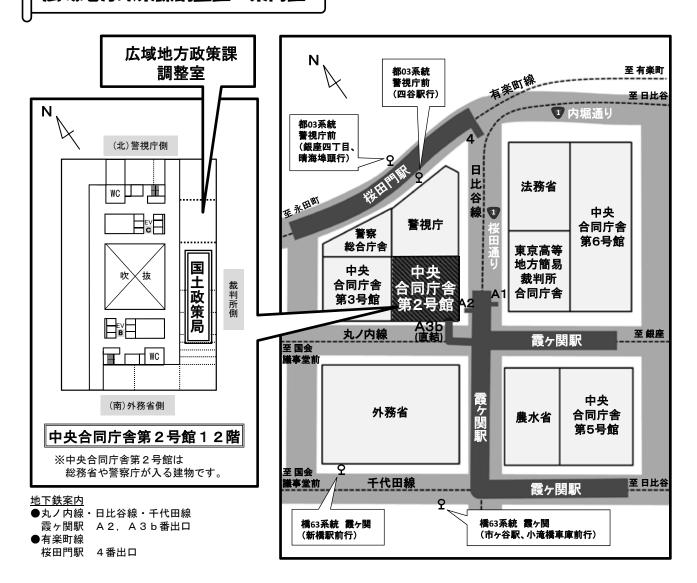
都道府県警察施設、公立文教施設、保健衛生施設、社会福祉施設 等

### ── 公共事業関係費 -

治水、治山、海岸、道路整備、港湾整備、空港整備、航路標識整備、下水道、 水道施設、廃棄物処理施設、工業用水道、国営公園等、自然公園等、農業農村 整備、森林整備、水産基盤整備、<u>災害対策等緊急事業推進費</u>、災害復旧 等

メ	Ŧ	

## 広域地方政策課調整室 案内図



## 問い合わせ先

## 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館12階

TEL: 03-5253-8111 (代表) [内線: 29-923]、03-5253-8360 (直通)

FAX: 03-5253-1572

※制度の詳細な情報はホームページをご覧ください

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku\_tk4\_000002.html

(H31. 4)



# -実務担当者のための-災害対策等緊急事業推進費の手引き

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室 TEL:03-5253-8111(代表) [内線:29-923], 03-5253-8360(直通)